



今月の写真:

某ホテルのロビーにて photo by 月夜のうさぎ

## 「高齢者雇用実態調査」の結果が明らかに ～高齢者雇用安定法改正後初の調査より:厚生労働省

昨年9月に厚生労働省が実施した「高齢者雇用実態調査」の結果が発表されました。この調査の目的は、高齢者の雇用状況や、平成18年に改正された「高齢者雇用安定法」の施行後の実態を把握することです。

平成18年に改正された「高齢者雇用安定法」による段階的な65歳までの定年年齢の引上げや、継続雇用制度の導入義務付けが浸透し、ベテラン社員の経験・能力を有効活用する企業が増えている実態がうかがえます。

◆全体的に増加している高齢労働者の割合  
60歳以上の労働者を雇用している事業所の割合：**59.4%**  
(平成16年の前回調査50.5%に比べ8.9ポイント上昇)

事業所の全常用労働者に占める高齢労働者の割合：  
60歳以上の労働者の割合は**10.0%**  
(同7.6%で前回調査時に比べ2.4ポイント上昇)

産業別60歳以上の労働者を雇用している事業所の割合  
製造業 81.1%、建設業 71.1%、運輸業 69.6%

◆定年年齢65歳以上の事業所割合が上昇  
定年制がある事業所の割合：**73.5%**  
(平成16年の前回調査では74.4%)  
定年制がない事業所の割合：**26.5%** (同25.6%)

事業所の規模別に定年制がある事業所の割合  
1,000人以上規模 **99.8%** 5～29人規模 **69.6%**  
前回調査時に比べ定年年齢65歳以上の事業所割合が上昇

◆9割近くの企業が「継続雇用制度」を導入  
「継続雇用制度」がある割合  
・一律に定年制を定めている事業所で定年年齢が  
60～64歳の事業所 : **89.1%**  
うち、勤務延長制度・・・ **27.3%**  
⇒同制度のみ・・・ **16.5%**  
再雇用制度・・・ **83.5%**  
⇒同制度のみ・・・ **72.7%**

皆様との会話の中で、「他の事業所さんではどのような取り扱いをしているの?」という質問をよく頂きます。その中で特に多い質問の1つがこの60歳以降の従業員の働くルールについてです。私共でお手伝いをしている皆様も調査同様ほとんどの事業所で「再雇用制度」を導入していますが、なかには「定年引上げ」を導入したり、「定年制度を廃止」したりした事業所様もあります。各事業所様では、「現役」として活躍を期待していると同時に、若手にはまだなく責任感・業務達成への道筋作り->を評価していることが特徴で、同時に、若手育成を期待している実態があります。(門田)

### 今月の写真 ～Kadota-office staffs が贈る季節の風景

先日の十五夜は旅行先で過ごしました。きれいな美しい月を眺めてからホテルに戻ったところ、ロビーには十五夜の月に思いを馳せるような素敵な装花があり、しみじみと中秋の名月の余韻を味わいました。(月夜のうさぎ)  
幼い頃から、眠る前には必ずお月様・お星様に手を合わせ、今日の無事を感謝して、明日が素敵な1日であることを祈って布団に入っていました。「おじいちゃんもおばあちゃんもお星様になったんだよ。」と母に言われた4歳の頃から。もうすぐ2歳になる娘も毎日、お月様・お星様をみつけると「おつきさま!」「おほしさま!」と言って空をず～と眺めています。秋の夜長、みなさんは何をして過ごしますか?読書?映画?いつもと少しだけ違う“夜”をぜひ…。

## 司法書士による相続セミナーのお知らせ

日時：  
**11月7日(土)**  
**13:30～15:30**  
参加費 **無料**  
定員 **100名** (先着順)

※10月30日までに  
お申込みください。  
申込用紙はHPから。  
<http://www.miyashikai.jp/>

この機会に相続に関する様々なこと、少し考えてみませんか?



## ◆政府管掌健康保険、都道府県別の保険料率制度をスタート

この9月(保険料納付は10月)から開始されたこの制度。算定基礎届のご報告時には「なぜ?」という声も多くきかれました。協会けんぽHPでは次のように説明をしています。

～従来の全国一律の保険料率のもとでは疾病の予防等の地域の取組により医療費が低くなっても、その地域の保険料率に反映されないという問題点が指摘されていました。こうした中で、先般の医療制度改革においては、政府管掌健康保険について、国保や長寿医療制度と同様に、都道府県単位の財政運営を基本とする改革が行われ、こうした改革の一環として導入されました。～

## ◆都道府県別保険料率：今年は11の料率が設定されました。

- ・8.26%：北海道
- ・8.25%：佐賀
- ・8.24%：徳島、福岡
- ・8.23%：香川、熊本、大分
- ・8.22%：大阪、岡山、広島、山口、長崎、鹿児島
- ・8.21%：青森、秋田、石川、奈良、和歌山、島根、高知
- ・8.20%：福島、福井、兵庫、鳥取、宮崎、沖縄
- ・8.19%：宮城、神奈川、富山、岐阜、愛知、三重、京都、愛媛
- ・8.18%：岩手、山形、茨城、栃木、東京、新潟、滋賀
- ・8.17%：群馬、埼玉、千葉、山梨、静岡
- ・8.15%：長野

～予防医療・予防介護の取組が保険料に適切に反映するよう、来年9月の健康保険料率の改訂にも関心を持っていただいています。(門田)～

**Kadota office.com 2009.10**  
#発行:2009年10月10日 #編集・構成:Kadota-Office  
門田修司法書士行政書士事務所/門田陽子社会保険労務士事務所  
ADDRESS:〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町4-11 伊藤ビル1F  
TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758  
URL : <http://www.kadota-office.com/>  
mail : [info@kadota-office.com](mailto:info@kadota-office.com)  
修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>  
陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>